

令和5年10月4日

質問書に対する回答（施設名 豊橋市八町地域福祉センター、豊橋市大清水地域福祉センター、豊橋市牟呂地域福祉センター）

番号	質問事項	質問内容	回答
1	光熱費及び燃料費の取扱いについて	次年度の光熱費及び燃料費の予算は、毎年どの時期に協議・決定することになりますか。また、想定使用量、想定単価はどの時期のものを使用することになりますか。	次年度を令和7年度と仮定した場合、令和7年度の光熱費等の予算については、令和5年8月から令和6年7月の実績を踏まえ、令和6年9月頃に必要があれば、協議し、議決により決定することを想定しています。また、想定使用量は上記期間の実績、想定単価は上記期間の平均にて算出することを想定しています。
2	光熱費及び燃料費の取扱いについて（2）	光熱費・燃料費の変動の考え方のうち、想定使用量と想定単価の算出方法を具体的に（計算式等）教えてください。 光熱費試算のため、令和6年度の想定使用量と想定単価の数字も教えてください。	令和6年度の想定使用量、想定単価については、令和4年8月から令和5年7月までの実績等により算出することとなります。
3	光熱費及び燃料費の取扱いについて（3）	単価の上昇分5%は指定管理者側の負担になるとのことですが、令和4年度の光熱費高騰の規模は市として何%の上昇だったという理解ですか。	上記考え方を踏まえ、算出いただくようお願いします。 ※指定管理者指定申請書の提出を検討されている現指定管理者以外の法人等で、該当期間の光熱費が確認したい場合、福祉政策課までご連絡いただくようお願いいたします。
4	指定管理料の上限額について	指定管理料の上限額として提示されている金額のうち、市として光熱費はいくらで設定していますか。金額または割合を教えてください。	市として定めた上限額のうち、光熱費の割合は3施設全体で約25%です。なお、施設ごとに光熱費の割合を示すと八町地域福祉センターで約30%、大清水地域福祉センターで約30%、牟呂地域福祉センターで約15%です。